



復文書（十二月二號）奉付致置候

（小松納）

裏面白紙

524

タイプライター用紙中裁（青田納）

管地第四一四號

昭和十二年九月二十四日

拓務次官 桃原彦三



農林次官 井野碩哉殿

明治二十八年勅令第百六十七號標準時ニ關  
スル件中改正ノ件

臺灣及澎湖列島ノ時差撤廢（沖繩縣八重山及宮古列島等同時ニ實施）  
ノ件ニ關シ八月十九日附管地第四一四號ヲ以テ御通知致置キタル處  
明二十五日官報ヲ以テ之ニ關スル勅令公布セラルニ付右御了知相

（日本標準規格 B.5）

拓務省

文第 1666 号  
昭 12.9.2 和  
農林省

裏面白紙

529

成度

タイプライター用紙半裁 (青田納)

拓務省

(日本標準規格 B.5)